

掛川市選挙管理委員会告示第60号

平成25年9月1日現在における選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者に係る事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供するので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項及び第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年8月28日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大場 浩

1 縦覧場所

掛川市役所

2 縦覧期間

平成25年9月3日から平成25年9月7日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

4 縦覧内容

(1) 法第23条第1項に規定する書面

選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日

(2) 法第30条の7第1項に規定する書面

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所（平成6年5月1日以降において住民基本台帳に登録されたことのある者に限る。）及び生年月日